

平成 23 年度において企画等専門調査会に調査審議を求める事項

(平成 23 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)

最終改正 平成 23 年 10 月 1 日

企画等専門調査会は、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき、企画等専門調査会は、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の活動に関する年間計画及び基本的事項、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項並びに重大な食品事故等緊急時における対応のあり方に関する事項等について調査審議することとされている。

また、平成 23 年度食品安全委員会運営計画（平成 23 年 3 月 31 日食品安全委員会決定）第 2 の 1 において、平成 23 年度の企画等専門調査会の開催に関する計画（平成 23 年 9 月 30 日以前は、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会又は緊急時専門調査会の開催に関する計画）が掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画等専門調査会（平成 23 年 9 月 30 日以前は、企画専門調査会）に対し、平成 23 年度においては、下記の事項について調査審議を求める。

記

- 1 平成 22 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書について
- 2 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- 3 平成 23 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 4 平成 24 年度食品安全委員会運営計画について